平成23年知立市議会12月定例会建設水道委員会

- 1. 招集年月日 平成23年12月13日 (火) 午前10時00分
- 2. 招集の場所 第1委員会室
- 3. 出席委員 (7名)

 明石 博門
 杉原 透恭
 水野 浩
 佐藤 修

 坂田 修
 中島 牧子
 久田 義章

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市		長	林	郁夫	副	Ī	†i	長	清水	雅美
建設	部	長	佐藤	勇二	土	木	課	長	稲垣	衛
建 築	課	長	塩谷	興信	都	市 整	備部	長	神谷	幹樹
都市整備	部次	長	杣谷	正樹	都	市計	画課	長	鈴木	克人
まちづく	り誤	長	高木	洋幸	都	市 開	発 課	長	加藤	達
上下水道	首 部	長	林	隆夫	水	道	課	長	高瀬	季治
下 水 道	課	長	塚本	昭夫						

6. 職務のため出席した者の職氏名

 議 会 事 務 局 長
 成田 春夫
 副 主 幹 池田 立志

 議 事 係
 加藤 智也

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事件名審査結果議案第59号知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例原案可決議案第60号知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例"議案第62号平成23年度知立市一般会計補正予算(第4号)"議案第64号平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)"議案第68号平成23年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)"陳情第41号住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書不採択

午前10時00分開会

○中島委員長

皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから建設 水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は6件、すなわち議案第59号、議案第60号、議案第62号、議案第64号、議案第68号、陳情第41号です。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第41号につきましては、趣旨説明の 希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳 情の審査につきましては、本委員会に付託されま した議案の案件が終了した後に行いますので、御 了承ください。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。 初めに手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びいたしましたら、 正面の説明席に着いていただきます。そして、趣 旨説明をしていただきます。説明の時間は、1件 につき5分といたします。説明終了後、説明に対 する委員の質問を行います。質問終了後、説明者 の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並び に委員の方は、委員長が指名しましたらその場で 立って行ってください。

それでは、陳情第41号提出者の代理の早坂さん、 説明席にお座りください。

では、早坂さん、陳情第41号の趣旨説明をお願いいたします。 ○早坂清氏

よろしくお願いいたします。

私、国土交通省の職員で組織します国土交通省 労働組合東海建設支部の早坂と申します。よろし

くお願いいたします。

まずは、平成20年12月議会の際に提出いたしま した、中部地方整備局の事務所・出張所の存続と、 地方分権改革推進委員会の勧告に向けての地方分 権改革に係る慎重な審議を求める請願書を全会一 致で可決していただきまして、まことにありがと うございました。

今回、住民の安心・安全を支える行政サービス の体制、機能の充実を求める陳情書を提出させて いただきましたので、その趣旨説明をさせていた だきます。

私たちが所属します国土交通省中部地方整備局は、ここの知立市におきましては、国道1号、23号、155号の維持管理を行っております。また、近隣では、矢作川の改修、管理、国道23号知立バイパスなどの4車線化などを行っております。

災害時には、例えば、この地方におきましては 大変大きな被害を与えました平成20年8月に起き ました豪雨におきます広田川の堤防決壊におきま した幸田町の浸水被害のときに、排水作業、堤防 の補修というところにつきまして締め切り工事の 技術的な支援を行っております。

また、ことし起きました東日本大震災の復旧、 復興に当たりましては、被災地への職員の派遣、 災害対策車両の派遣等すべての地方出先機関が本 省と一体となりまして、国として責任のある役割 を発揮しております。

しかし、政府は、地域主権改革を声高に叫びまして、昨年12月に閣議決定しましたアクションプランに基づき、平成24年通常国会に国の出先機関を原則廃止とする法案を提出し、平成26年に事務権限の委譲を行うとしております。

地域主権改革によりまして、あたかも疲弊した 地方や地域の再生につながると期待感を抱かせて おりますが、実際のところはどうでしょうかとい うところでございます。

地域のことは地域で決めるとして、国の役割を 地方に移すと言っておりますけれども、活気に満 ちた地域社会をつくるためにも、一人一人の国民 に保障されるべき生活や権利がないがしろにされ てはならないと考えております。

こうした国民の最低限度の生活や権利、ナショナルミニマムと呼ばれるものは国が責任を持って 確保し、その上乗せとなる部分を地方、地域の自 主性にゆだねるべきではないでしょうか。 国が果たすべき役割と責任を大幅に縮小しまして、生活や権利に関する制度や基準、財源を地方任せにして、責任までも押しつける。この地域主権改革では、各地域間の国民生活におきまして格差を拡大させるだけだというふうに考えております。

地域主権改革では、出先機関の抜本的改革としまして、二重行政の無駄、住民投票の欠如などを理由に進められようとしております。同じ仕事を行っていれば、確かに二重行政ということになるかもしれませんが、国と地方は同じ仕事をしているわけではなくて、責任分担をして仕事を行っているというふうに考えております。

よく例にされますけれども、道路管理で言えば、 国道も地方道も交通網を確保するということに関 しては同じですけれども、どのネットワークを確 保するかによって異なります。自治体などにつき ましては、市道、県道等につきまして、やはり、 市民の皆さん、県民の皆さんの生活道路としての 機能が求められるところでありますが、国道につ きましては、全国の動脈としてのネットワークと いう使命がございます。そのときでも、どんなと きでも全国的な移動が可能とならなければいけな いということになっています。

やはり災害時におきましても、道路の確保というところにつきましては、ライフラインの復旧というところにつきましても当然必要になってくるというところが、今回の東日本の災害のときでもおわかりになっているというふうに考えております

つまり、社会基盤設備はそれぞれの役割を持っておりまして、それに応じた責任もあります。それを、市、県、国が分担して行うことに関しては、決して二重行政ではないというふうに考えております。

また、災害時に、それに対応する機関が一つということになりますと、今回の大震災のように大きな被害を受けてしまいますと、行政機関そのものが機能を失ってしまうということが起きてしまう可能性もございます。そうなってしまいますと、

災害の対応がとれないという可能性もありますし、 それによって安心、安全を確保する役割というも のを喪失しかねません。

医療や管理を市、県、国が連携し、行政組織と して厚みを持って行うということは決して無駄で はなくて、国民の権利を確実に保障するためのも のであります。

出先機関の見直しに対しては、地方でできるものは地方での考え方で進められていますけれども、だれがの前に、どのように行うかが優先されなければならないというふうに考えております。

単純に二重行政だと決めつけて、無駄、コスト 削減の名のもとに国民の安心、安全に暮らす権利、 行政サービスを切り捨てることは許されるもので はないというふうに考えております。

問われているのは、サービスの中身でございます。各行政機関が責任を持って各業務を行うことが国民にとって歓迎されるものというふうに確信をしております。

また、私どもの業務運営に監視が及ばないという批判もございますけれども、私ども出先機関は 法律に基づいて業務を行っておりまして、当然国 会の監視下のもとにあります。もし、ここの部分 のところが不十分であるということであれば、そ れは、国会、いや制度の問題というふうに考えて おりまして、そこのところの改善をしていくべき というふうに考えております。それによって住民 の統治の欠如というところについては、私どもに とっては筋違いな意見だというふうには考えてお ります。

今、この地方では、東海地震や東南海・南海地 震の発生が確実視されております。国に求められ ていること、地方出先機関に求められていること は、防災対策等で地方自治体と一体となって住民 の命を守りまして、安心、安全を確保することが 私どもの役割というふうに考えております。

出先機関の原則廃止を初めとする地域主権改革 は、地域において国が果たすべき責任と役割をあ いまいにするものです。これにつきましては、当 然政府の使命というところにも反すると思います し、国民の権利、要求についてもそれに背を向けるものだというふうに考えております。

知立市におきましては、国土交通省の出先機関は国民生活や産業発展の基盤をなす国責を担い、 日々励んでおります。地域にとってこれらの機関 の存続は必要不可欠というふうに考えております。

私たちは、先ほども述べましたように、国民に対して保障すべき最低限度の生活水準を下支えする事業につきましては、国みずからがその予算、組織、人員を確保して実施すべきというふうに考えております。

これらのことを実現するために、陳情項目の実 現を求めております。そのために今回、陳情させ ていただきましたけれども、その内容について御 審議いただき、国に対してぜひとも意見を述べて いただくようにお願いを申し上げます。

以上、趣旨説明です。

○中島委員長

ありがとうございました。 趣旨説明が終わりました。

次に、質問等ありましたら発言をお願いいたし ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質問なしと認めます。

これで陳情第41号、趣旨説明を終わります。 早坂さん、傍聴席にお戻りください。

○中島委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○中島委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 本委員会に付託された案件を議題としていきま す。

議案第59号 知立市営住宅管理条例の一部を改 正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。 ○佐藤委員 今回の条例は、新しく高場住宅を管理条例の中に加えるというものであります。そして、この高場住宅については大変期待が高まっておるところでありますけれども、一般質問、本会議等でさまざまな議論が行われたわけですけれども、地域主権改革ということで、それぞれの市町村への条例対応ということが問われたわけですけど、今回こういう形で提案はされるものの、今後、そうした中で、議論はありましたけれども、改めて何がこの条例の中に盛り込まれていくのか、その辺について教えてください。

○建築課長

今回は、昨年本会議のほうで市営住宅の請負契約のほうを審議していただきまして、契約を受けまして平成22年の12月4日に契約をさせていただいて、それからず一っと来て、今年度の3月9日ぐらいに市営住宅ができるということで、今回この設置条例のほうを上げさせていただきまして、4月1日以降の入居者に対応するために今回上げさせていただいたということでございます。

今、委員のほうから地域主権についてどうだということでございますが、これについては、一般質問のほうでもありましたように、市営住宅のほうの、この中で三つの要件が出ております。

整備基準についてという要件と、それから、同 居親族要件の廃止、入居収入基準についてという、 この三つが法の改正によりまして改正内容という ことで上げさせていただいております。

同居親族の廃止要件については、これは法律が 来年の4月1日から施行ということでございます ので、市のほうの条例もこれに伴いまして、同居 親族の要件の廃止ということは、知立市のほうは そのまま存続させたいということがありますので、 この法律の改正前に、3月の議会で存続の手続を とるというんですか、条例のほうを現状に合うよ うに、存続ができるような状態に上げていくとい う予定をしております。

ただ、収入基準については、まだまだ各市町村 との連絡をしておりませんので、今後、情報を集 めながら、県のほうの情報も聞きながら進めてい きたいということで、これは4月以降1年の間でやっていくという方針を持っております。

以上でございます。

○佐藤委員

収入基準については、これからそれぞれのところを見てやっていくということであります。

それで、その収入基準に基づいて関心のあるところは、家賃がどうなっていくのかということでありますけれども、今回は、この説明書というか案内書を見ますと、家賃というものはそれぞれの係数の変化があって、年ごとに変わる可能性があるということですので、条例や規則の中に家賃の金額そのものはうたい込めないとは思いますけれども、収入基準が明らかになれば、その係数その他で計算ができるという仕組みですけれども、そういう点で収入基準が定まって家賃が今回このような形に出ていますけれども、条例化されるということで何か基本的に変わることはあるのか、その辺はどうですか。

○建築課長

収入基準につきましては、今まで法と施行例の ほうで家賃算定基礎という額が決まっておりまし た。これが、市の条例によってこの辺が多少の余 裕というんですか、弾力的に運用できるというと こら辺が出てくるかと思いますが、これについて は地域でやっている公営住宅でございますので、 それぞれ、この地域、衣浦東部だとか西三河を見 ながら、こういうものが将来、今現在変わる予定 はありませんけど、将来そういう動きが多少は出 るのかなということは思っております。

○佐藤委員

そうすると、すぐには変わらないけれども、結 局法と政令でそういうものが現在定められたと。 幅があって、そこで泳げるのかどうか私はわかり ませんけれども、そうした形でなっているという ことですね。

そうすると、ここにある家賃の計算方法という ことで、家賃の算定基礎額だとか、立地係数とか、 規模係数だとか、経年係数とか、利便係数とか、 こういうことがあって、家賃が収入基準に基づい て、なおかつ家賃が算定されるということだろう というふうに思うんですね。そこをちょっと教え てください。

そうした中で、これらの係数というものは毎年変わるということもこの中にうたわれておるので、これは何を基準にして、これは知立市が決めているわけじゃないと思うので、これは法とか政令の中にそういうふうになっているのか、国から毎年、それぞれの地域に応じてそういうものが出されてきて変わっていくのか、その辺はどういうふうでしょうか。

○建築課長

今まででも現在やっている八橋住宅でも同じで ございまして、一度係数を決めれば、それがその まま、その住宅の内容が変わらない限り金額は変 わらないということでございます。

今御質問にありました家賃の決め方ということでございますが、市営住宅のほうの案内書の19ページのほうにも記載されていますが、家賃算定基礎額に立地係数、これが知立市の場合ですと0.85でございます。

それから、規模係数というのが部屋の大きさですね。これは標準が65平方メートルでございまして、現在の高場に例をとりますと46.08ですので、整数としまして46でございますので、その分数をとりまして0.7076という数字が入ります。

経過年数というのは、そのままでございまして、 高場に例をとりますと1ということになります。

利便係数というのは、これは知立市の管理規則のほうにうたってありますけど、対象地の固定資産税相当額と、それから市内の一番高いところ、そこの固定資産税評価額の割合、これは規則のほうを見ていただければということを思いますが、対数で計算がしてあります。それに今回の住宅設備の補正値を加味するということでございまして、高場に例をとりますと、設備補正係数でエレベーターがついているということで、これがプラス要件ということになります。

こういうもので係数を決めまして、家賃基礎額 にそれぞれの係数を掛けて、この19ページにある 所得区分に応じた家賃ということになっておりま す。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、立地の係数というのは0.85だということですけど、これは、何か基準があって、それに準じて知立市もやっていると、こういうことでしょうか。

○建築課長

これは国のほうでたしか定められていると思いますので、0.85ということになっております。

○佐藤委員

それで、今回、条例の9条で入居の選考ということで、今回は抽せんという形の案内がされているわけですよね。抽せんと、この資料になっているんです。

しかし、条例の中では、第9条、入居の申し込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当するものということで、1号から6号まで規定があります。

そして、2項において、市長は、全各号に掲げるについて住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合いの高い者から入居者を決定すると。

3項において、住宅困窮順位の定めがたい者については、公開抽せんにより入居者を決定するというふうに規定されていますれども、今回こうした形で抽せんという形での案内はありますけれども、2項のところに該当する、もしくは4項の中に、4項を読みますといろいろ書いてあって、第1項の規定する者のうち、二十歳未満の子を扶養している寡婦、引き揚げ者、炭坑離職者、老人、心身障がい者、または生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低所得者で、速やかに市営住宅に入居することを必要とする者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割り当てをした市営住宅に優先的に入居させることができると。

この条例を読みますと、今回はこういう形で抽

せんということを、案内があるわけですけれども、 条例の中の2項及び4項に規定されているこうし た取り扱いは今回はどうなるのかなということで すけど、それはどうでしょうか。

○建築課長

今までやっているのがその辺の区別がなかなかできないということでありまして、皆さん、生活に困窮されている方、それから、住宅がない方という項目がありますので、これに順位をつけるというのは非常に難しい状況であるということでございますので、今回は抽せんで行うということに。今までも抽せんでやっているということでございます。

○佐藤委員

そうすると、今までも、条例規定の中では2項、 4項の規定があるけれども、こうした点で該当し て市長が優先的入居という事例はないということ でしょうか。

○建築課長

私がかわってきてからはありませんが、過去に、 長いですから、いろんなことはあったかと思いま すが、ちょっとそこまでは把握をしておりません。 〇佐藤委員

先ほど課長は、なかなかそれは順位をつけるのは難しくて、今回は前もって抽せんということを言われたんですよね。しかし、まだ受け付けをしていない状況の中で、それぞれの申込者の状況について把握していない状態で、あらかじめ条例に規定されている部分について除いて抽せんだけでやるというのは、条例の規定から見てもおかしいのではないかなというふうに私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○建築課長

このやり方は、たくさん住宅を持っています県のほう、県営住宅のほうのやり方を模していろいろその辺も考えながらやっているということでございまして、絶対量的に多いものですから、それを全部事前に審査するということはなかなか難しいということがあります。

したがいまして、案内書の中ではしっかり読ん

でもらえばわかるようにしておきまして、あとは、出てきたものについて抽せんですね。抽せんで当たった人については、そこで当せんではなくて、仮当せんというシステムをとっております。

その中で、仮当せんされた方についてはいろんな書類を出していただいて、その中で判定をしていくというんですか、要項的に合致しておればその仮が取れまして当せんに変わるというふうなやり方でありまして、そういうやり方ですね。

○佐藤委員

いやいや、確かにたくさんであっても、難しい ということはわかりますけれども、条例の規定の 中でそのようになっているわけだものだから、あ らかじめ抽せんが前提だよという形でやるのはち ょっと条例に反しているのではないかなと、素朴 に私は思うわけです。

今、課長のほうは、抽せんをやっていただいて、そして当たったと。そういう方は仮当せんと。仮当せんの中から順位を決めるみたいな話で選考するという形で当せんということになると。じゃ、仮当せんというのは、例えば今回は30戸ですよね。八橋のほうから1戸移られてくるから、29について当せんを決めるわけでしょう。それより水増しして当せんを決めて、仮当せんだよと。じゃ、その中から選考するということですか、だとするならば。

まず、一つは、条例との関係でこのやり方がど うなのかなと、矛盾はないのかと、そこを聞いて いるんです。矛盾なしという立場でしょうか。

○建築課長

条例の中に矛盾はないということで進めさせて いただいています。

それから、まず、申込者の方なんですけど、これにつきましては、事前に審査するということになりますと、全員の方にいろんなものをそろえていただくということで、その費用もいろいろかかるということがあります。そういうものがありまして、申込者の負担軽減ということでありまして、県のほうもそういうやり方をしているということでありますので、それも確かに言えることだなと

いうことがあります。

それと、もう一点、何でしたかね。

○佐藤委員

課長がさまざまおっしゃられたけれども、この 条例の趣旨から見ると、応募者について3項では、 今言ったように、順位の定めがたいものについて は公開抽せんにより入居を決定するということな んですよ。応募を受け付けたら、審査をして、順 位づけをとりあえずやることを前提にして抽せん を行う、そういう流れになっているんです、条例 は

確かに費用がかかるとか、いろいろ言われたんだけれども、そこのところで今回のこのやり方は 矛盾はないんですかということをお聞きしたんです。

建設部長、この点、どうでしょうか。

○建設部長

条例等の解釈というんですか、運用の仕方なんですが、まず、住宅困窮者というのが大前提にあります。それから、低所得者、この方たちが申し込んでいただくという前提の中で、皆さんそれぞれ自分の事情を考えて申し込みをしていただくと。それを私どもが定数を超えたものについては、あくまでも抽せんで決めさせていただきますよ。

しかしながら、個人が私は住宅困窮者だという ふうに判断したものが、私どもが逆にそれを審査 した結果としてそれに該当するのかどうかという のが、そこのギャップが、ずれが出てくるといけ ませんので、仮当せんという形を決めた後に本審 査という中で最終決定させていただくということ で、特にこの条例に違反するというものではない というふうに考えています。

○佐藤委員

私は、ちょっと矛盾が、部長も課長もそう言われますけれども、条例との整合性の関係でいくと、今回の抽せんありきと、それは確かに申し込みされる方はそれぞれの要件に該当する者を募集しますということであらかじめやるわけですので、その中でもとりわけ2項、4項で規定するそういうことを、大変かもしれんけど、やるということが

前提だなというふうに私は思います。

それで、今、そのことはちょっとあれですけれども、仮当せんという形で、30戸に100人来るか200人来るかわかりませんけれども、仮の当せんだということで、その後書類を見て、その中から選考すると。そうすると、仮当せんというものは、30戸の募集なのに、あらかじめ部屋数に見合った当せん者であればその後の選考なんか何も必要なくて、そのまま入ってもらえばいいんですけど、選考すると言うもんで、仮当せんの方は30戸に対して膨らませるということですか。

そして、膨らませて審査をして、今言ったようなここに該当するような中身で、当せんしたけれども、仮当せんした方たちの中で見てみたら、この方のほうが生活が低所得であり、住宅に困窮しているという順位をつけて当せんとするんですか。その辺の関係はどうでしょうか。

○建築課長

今言われたように、仮当せんということでございますので、その中で審査をした中で、これはだめだというところが出てくるかもわかりません。したがいまして、そういうことを見込みまして、仮当せん者も一応10戸、仮当せんで補欠を10組設けます。それも順位をもってつけておくということになると思います。

だから、仮当せんの中で失格者が出た場合は、 10人の中から補欠1番の人がそこの中に入ると。 当然、補欠の方についても審査をして、いい場合 に限りということになりますけど、今考えている のは、そういうふうにやっていこうということを 考えております。

○佐藤委員

そうすると、仮当せんの中でも30戸、今回は29 人を当せん者とし、10人分を補欠と。ここにも補 欠と書いてありますけれども、10人分の補欠枠を 設けて、まず仮当せんで、29戸に入れる前提の当 せんの方と、補欠の方がおるということですよね。 そうすると、入居できる前提の方たちの中で、 入居要件に合わない方はだめですよと。そのかわ り、補欠の中から1人繰り入れると。1人だめな ら1人繰り入れると。だけど、補欠の中でもどの 方を繰り入れるかは順位をつけるわけですよね、 そうすると。でしょう。

その辺が、仮当せんというか、補欠の方と、正 規と言ったらいいかわからないんだけど、30戸に 該当する方と10名の方、その辺はどんなやり方で やるんですか。

○建築課長

仮当せん、本来の方を29名、まず抽せんで選びます。その後において、補欠ということでございますので、その旨を参加者の方にお知らせしまして、補欠の1番から、もし欠けた場合にその方が繰り上がるという説明をさせていただくということで、随時補欠の1番、補欠の2番、補欠の3番ということで10番までつくっていくということでございますので、本来は、29の中で失格者がなければ、補欠の方は予備で終わってしまうということになるわけでございます。

○佐藤委員

そうすると、29人、当せん者と。その中でやって、だめな方が1名出れば補欠から繰り上げると。補欠の審査をするんですか、それとも、補欠の1番と抽せんで引いた中で、1番、2番、3番、10番まで番号をつけるんですか。そこは、先ほど選考するみたいなことを言いましたけれども、その辺はどうなんでしょう。

○建築課長

29人の中からもし欠員が出れば、その中で、書類的にはまだ出してもらっていませんからそこで書類を提出してもらって、そこで審査をして、よければその人が繰り上がるという形になります。

だから、書類を見ないとその補欠の方もいいか 悪いかというのが判定ができませんので、その時 点で書類審査をさせていただくということになり ます。

○佐藤委員

29戸に対して10名の枠と、補欠ということですけれども、10名の根拠は何ですか。

○建築課長

これは根拠というものはありませんけど、たく

さんの方が応募されてくるということがあります。 したがって、その中で仮当せんの方がそのまます んなり入っていただくのが一番いいわけでござい ますが、案内文をよく読んでいないという方だと か、そういうものが出てきたときに、そこで失格 ということがありますので、その辺がどうなのか なというところで、今回、10名の根拠はありませ んが、5名がいいのか、10名がいいのか、15名が いいのかというところがあります。したがって、 その辺で10名ぐらい。また集めるのは大変でござ いますので、ちょっと多目にとっておこうかとい う判断でございます。

○佐藤委員

それで、そういうやり方で私は何名がいいかということはできませんけど、今回は福祉枠15名でしたか、一般枠15名でしたかね。そして、この間の説明の中では、福祉枠で選考漏れになった方ももう一度一般枠でチャレンジできるという、2段階の選抜方法をとるということを言われたんです。

そうすると、福祉枠の中で、例えば15名ですので、仮当せんと補欠が5名という形になるのか。 それぞれ枠を設けて抽せんするわけですので、一括じゃないわけですので、それぞれのところに仮当せん者と補欠がついて回るんじゃないですか。 どうなんでしょうか、そこは。

○建築課長

抽せんの方法といたしましては、まず初めに福祉枠の14名を決めさせていただきます。次に、福祉枠の中から仮当せんをされなかった方も含めて一般枠のほうに入れまして、その中でもう一度15名を引きます。補欠の方は、このまぜた中から10名を選ぶという方法でございます。

○佐藤委員

どういう方法がいいか私はわかりませんけれど も、例えば福祉枠を最初に抽せんするわけですの で、そこで漏れるともう一回一般枠でやれるとい うことだよね。

そうすると、その段階で漏れた方を含めて、漏 れた方というか、そこで例えば福祉枠で本当に困 っている人がおって、一般枠で当せんできなかっ たといえば、それで終わりなんですよね。落ちた 方が補欠枠の中には入らないんでしょう。

だから、15名の中でどうやって福祉枠を設定するのか。2段階で福祉枠の人は一般枠に行くわけだものだから、それで、一般枠で落ちたときに、そこの中でまぜ込みでなるということを言われたんだけれども、一般枠の中で当せんした15名、仮当せんと。その上で、一般枠の中で10名の方を補欠とすると、こういうことになるんですよね。

それで、福祉枠で漏れた方、要件に合致しない方、それから一般枠で該当しない方があったら、 選考して順位をつけた枠の中から福祉枠の部屋に行く、一般枠の部屋に行く、そういうことになるんですか。

○建築課長

福祉枠で選ばれた方が、まずそれぞれの住宅、 住宅のところに福祉枠というふうに書いてありま すので、そこには入っていただくということでご ざいます。

まず、福祉枠から申し込みがあった場合は、そのところを私のほうで、福祉枠の資格がないのに出てきてもまたいろいろ困ることが出ますので、福祉枠についてはちょっと念入りに事前に調べたいなということは思っております。したがって、福祉枠はある程度、可能な限り調べまして、その中で審査をした後、抽せんをさせてもらうということです。

その中で仮当せんできなかった方は、一般枠の ほうの申込者と一緒に混ざって、その中で一般枠 の抽せんということで仮当せんを15名選びます。

そのまざった中で、補欠の方も順位1番だよということを説明して1人選び、次の人は順位2番ですよということで選んで、それを10名選んで進めていくということでございます。

だから、最終的に、福祉枠でもし、今14名ですけど、そこで欠員が出れば、そこのところは一般枠の補欠から選ばれた方がそこに入るという格好になる可能性はあります。

○佐藤委員

しかし、そうしてみると、福祉枠を15名という

ことがあるわけですので、補欠でまぜこぜで順位をつけるということですけれども、そうすると福祉枠に該当する人が補欠の中から福祉枠に行くのは理解できるけど、一般枠でまぜこぜにして、一般枠の人が福祉枠に行くということも何かおかしな感じがするんですよね。

ただ、一般枠の中で福祉枠の人も入れる可能性があるからあれですけれども、少なくとも福祉枠の仕切りとしては、結果として2段階選抜で一般枠の中に福祉枠が入る可能性の余地を残しているんだけど、福祉枠のところに一般枠で入居すべき要件の方が入っていくというのはちょっとどうかなというふうに思うんですけど、その辺。

例えば、補欠の中であっても、福祉枠の補欠の 方は福祉枠の補欠のあいたところに行くというよ うな仕組みにしないと、15・15ということで設定 したものが崩れるし、結果として一般枠のところ に福祉枠の人が2段階選抜だから入る可能性があ るとしても、ちょっとどうなんだろうかなという ふうに思いますけど、その辺どうでしょう。

○建築課長

今言われたように、御質問が福祉枠で個別に補 欠の方を設けたらということだと思いますが、そ うしますと、そこで欠員が出ればいいですが、出 ない場合、補欠の方は一般枠で抽せんできません ので、2回引けないというんですかね。その辺が ちょっとややこしくなるということがありますの で、今考えているのは、もともと当初は福祉枠と いうことも今まではなかったわけですけど、今回、 福祉枠ということで、市内に1年以上住んでいる 方を優先的にという意味合いを込めて福祉枠とい うことを設けたわけですので、確かに15名が切れ るじゃないかということを言われますが、抽せん 方法としては、まぜた中でやっていって、たまた まそれが一般枠の福祉枠でない方がなっても、今 までのやり方を見ればそれはいたし方ないのかな ということになると思うんですけどね。

○佐藤委員

私、そういうやり方をするのであるとすれば、 今の規定方針どおりやるということであったとし ても、やっぱり前提は、この条例で順位をつけて、順位の中で優先すべき者が入居するということがここに書いてある。それが困難だということで、そうではないというやり方で補欠枠を設けて対応するということなんですよ。

だけど、多分入りたい人がたくさんおるから難 しいということ、抽せんのほうが、審査する、選 考する側の個人の感情やそういうことが入らない から極めていい中身だと、公平だと私は思うんで すけど、そういう意味でいけばね。だけど、実際 に本当に困っているような方がみえるということ になると、例えば補欠の枠をもう少し拡大すると か。そうした中で本当に、それを100名も200名も 拡大しようということを言っているわけじゃなく て、20名とか、その辺で拡大するとか、その辺も うちょっと工夫していただいて、もうちょっと幅 広い人たちに可能性とチャンスが、あきがなけれ ば入れないということであったとしても、可能性 とチャンスをやっぱり開いておくべきじゃないか なというふうに思いますけど。補欠10人というこ とじゃなくて。

そこのところと、もう一つは、補欠が今回限りでそうなるわけですけど、今回の抽せんというだけでそうなるけれども、例えば何らかの事情でその住宅から1年以内に退去になった場合だとか、ここで抽せんした補欠の方たちが生きる道もあるのかどうか。

1回こっきりで選考で、福祉枠にしても一般枠にしても基準に合わなかったからこの人はだめですよといって、仮当せんを取り消された人のところに選考による補欠の方、第1位の方から優先に入るわけだけど、今回は抽せんの中でそういうことなんだけど、期間としてはそれだけで終わりということで、例えば入居された方がさまざまな事情で出られるとか、いろいろあったりする場合もあるんですよ、正直な話が。

基本的に、高齢者の場合は、ひとり暮らしの方の入居もここには認められているわけですので、そうすると、そこに住み続けることができないということもあり得る話です。そうした場合、新た

めてそこで抽せんをやるのか、今回の補欠枠の中 で選考された人たちがある一定期間の中で有効な のか、その辺はどうなんでしょうか。

○建築課長

今、委員の言われたことは補欠を20名にせよということですが、限られた中で補欠20名ということであっても、順番が来なければ10名も20名も同じということで、多分言われているのは、待機者ということなのかなということは思うんですけど、今回、この抽せんが終わればそのまま全部なくなるということで、待機者を待つということは考えておりません。

今までも、市営住宅の中でやってきていますが、 なかなか待機者の処理ができなくて、中山のほう でもまだまだ十数名は待機ということで残ってお りますので、そういう手法はなくしていこうとい うことでありますので、今回はこの抽せんが終わ れば、そのまま一応なしの状態に戻ると。

今後、もしあきが出れば、その都度また募集をかけて抽せんをさせていくという今までのスタイルというんですか、例えばそこで複数出れば、福祉枠が2件出れば福祉枠1件、それから一般枠1件というふうには考えております。

○中島委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第59号について、挙手により採決い たします。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

ありがとうございます。

挙手全員です。したがって、議案第59号 知立 市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は、 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号 知立市地区計画の区域内に おける建築物の制限に関する条例の一部を改正す る条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○佐藤委員

この間も、八橋の農住等を含めてこういうものが、地区計画に基づいてそうした良好な住宅が形成をされてきたわけですけれども、今回この八橋東部が入ることで、この地区計画に基づく良好住宅は上重原とか、八橋とか、八橋的場、駅周、八橋東部を含めると、これはどのくらいの戸数になっていくんでしょうか。

○建築課長

今、戸数の御質問でしょうか。ちょっと戸数までは把握はしておりませんけど、面積的にそれぞれの地区計画の面積は当然決まっておりますけど、そこにある住宅の数までは、申しわけありません、把握しておりません。

○佐藤委員

こうした形で良好な住宅、景観、隣の方とのプライバシーの問題を含めてこうしたものが形成されていくということですけれども、これは、ここの説明を読みますと、まちづくりの一手法という形でこうしたものが位置づけられて推進をされてくるわけですけど、例えば既存の地域においてこれが当てはまるかどうかということは別にして、今まで良好であった住環境の中で、いろんな事情の中でそこを売却されて、売却をされた土地が2区画なりに割られて新たな住宅が立地をするというような形で、隣との関係で、日当たりの問題等を含めてさまざまな問題が出ているところもあるのではないかと。

昭和地区はそうした例が顕著に、最近、従前住 んでいた方がそこを出られ、売却をし、その後、 最大100坪くらいですか、それが二つに割られた り、三つに割られたり、そんな形で住宅が変遷し ていくと。

その中でいろいろ、近隣との関係でも問題点が 出てくるような、そんな住宅もあるわけですけれ ども、そうしたところについてどんな、もちろん 持ち主は、八橋の地区計画のように制限がかけら れていないという地域もあるものですから、そう した地区計画が一方で進んでいる中で、一方では そうした悪化もあるという、そういうことに対す る対処の仕方というのはないのかなということで すけれども、その辺はどうなんでしょう。もちろ ん建築基準法はありますけれども。

○中島委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。 答弁。

○都市計画課長

先ほど佐藤委員のほうから、団地のほうでも地 区計画の設定がどうか、そういったトラブルのな いようなやり方というものに対して私のほうから 答えさせていただきます。

都市計画法の第12条の4第1項第1号に定めら れているところなんですが、その地区計画に関し てですが、これもそういったトラブルを未然に防 ぐというところで、こちらのほうから指定すると いうところはなかなか難しくて、地区にお住まい になっている方たちの同意が非常に必要とされる ところでございまして、それぞれの地区の特性に ふさわしいまちづくりを我々は誘導するというと ころもございますので、それはほとんど地区にお 住まいになっている、どのぐらいの面積にするか とか、そういったところの御同意を必要とされる ところでございます。

今からそういった地区を指定するというのはな かなか難しいところもあるんですが、地元の方の ほとんどの同意を必要とさせていただきまして、 そういった地区を設定していくというところにな

ります。よろしくお願いします。

○佐藤委員

まず、この八橋についても、地区計画の区域は、 ここで建築物の敷地面積が160平方メートルと。 もっと広い方も中にはおられるのかもしれません。 それを、例えば売却のために売るといった場合で も、最低この160平方メートルはどんな条件にな ろうとも担保されるという、こういうことになる んですかね、将来的に。

今住んでいる方が、地権者の方が売るというこ とがないわけではないので、将来売却した場合で もこの面積が担保されると。例えば、360平方メ ートルあるという方が2区画に割って、買った方 が2区画に割るということは可能だと思うんです けど、160平方メートルの方がこれを二つに割る ということはだめですよね。そうした制限がこの 地区計画でかかっていると。

しかし、今、昭和のようなところはそういうこ とがないものだから、そうしたことがどんどん進 行してしまうと、そういう理解でよろしいですか。 ○建築課長

昭和地区につきましては、日本住宅公団がつく られたときに、そのときに地区計画だとか建築協 定なりを、そういうものを結べておけばそういう トラブルも少なかったかと思うんですけど、当時 はその中で申し合わせということでやられたよう に聞いております。したがいまして、何の強制力 もありませんので、現在では、周りの方で敷地の 多い方は分割して売られているというところが散 見されるという状態で、好ましい状態ではありま せんが、それを是正する方法は今のところはあり ません。

○佐藤委員

八橋東部、ここの地区計画については、さっき 売却の問題でお聞きしましたけれども、敷地面積 が160平方メートル以上だということだものだか ら、たとえ160平方メートルのところは売るとし ても割ることはできないんですねと。

しかし、例えばこれの倍の380平方メートルあ った場合は、160平方メートルを担保できれば二

つに割ることが可能ですかと。

基本的に、土地の大きさはいろいろあるけれども、売却に際しては160平方メートルを割り込まないということで、担保が、これは将来的にも保障されていると。しかし、今、昭和は申し合わせ事項だということで、そもそもがそういう前提に立っていないということで今の問題点があって、それがなかなか解決できないと、こういうことですよね。

ですから、現在のところは、160平方メートルは何があっても担保されるということですよね。 ○建築課長

どっちが答えるかにらめっこしちゃって申しわけないんですけど、地区計画で160平方メートルを決めれば160平方メートル以下になることはないということが、この地区計画を定める意味でございます。

○佐藤委員

先ほど課長のほうで、これはそもそも区画整理 やそういう中で、人がその土地を買って住宅を建 てたり、もしくはそこの不動産で一体となって住 宅を建てて、それを後から購入者が買うという中 身になっていて、それはこうした形で決めやすい わけだけれども、既に既存住宅が建っているとこ ろでは、課長が言われたように、今、大変困難だ ということですよね。

それで、先ほど、もう一方で、既存の住宅であったとしても困難だということが前提ですけれども、その地区の中で話し合いをして、これ以上はしないという形でこういうものに計画を立てられて、これが160平方メートルになるかは別にして、その地区の方が、160平方メートルはえらいけれども120平方メートルだとかになった場合には、その地域の中で同意が得られればそういう形になっていくということでしょうか。

○都市計画課長

面積もあろうかと思いますが、その辺の地区の 指定が御同意が得られれば、それはそれなりのそ ういった条件を定めてやるというのは可能でござ います。

○佐藤委員

そうすると、面積はともかくとして、地区として定めればと。

これって、地区計画の範囲というか、面積といいますか、一定要件がたしかあったかと。的場のところですか、あれは1.2~クタールでしたか、それなりに1団の広さがなければ地区計画にはできないということでしわね。これは面積要件がありますよね。一個一個の面積じゃなくて、1団の面積の要件は。

○都市計画課長

その辺の面積の要件というのは特にございませ ん。

我々が考えているのは、原則1へクタールをめ どにしてやっていきたいなという考えがございま す。しかしながら、それ以下の面積でも開発の協 議が出てきたりだとか、そういったときには、一 応開発業者のほうには指導をさせていただくと。 面積の要件にかかわらず、そういったまちづくり に関しての、これからも進めていきたいという考 えはあるものですから、面積の特に定めというの はございません。

○佐藤委員

そうすると、既存の住宅の中でも今現在住んで いる方たちが将来売ったと。買った側がそれを割 るわけだもんで、多くの場合は。もしくは、事前 にそれを分画して二つの方に売るとか、2区画に 分けて売る方がするか、いろいろあろうかと思う んですけれども、そうして面積要件がないという ことになりますと、その1団の住宅の地域の方が 将来ここに住み続けたいという思い、将来それぞ れの中身がどう変わっていくかわからないけど、 現時点でここに住み続けたいし、どなたが売却し たとしても今の景観を保ちたいという合意、同意 が、どんな形で文書にあらわすのかわかりません けれども、そういう形で同意をされて地区計画に 位置づけてもらえば、将来売られても一定要件の 面積以下には、買った方が、不動産会社が割って することはできないということですので、例えば、 大きい面積の中でそれをやろうと思うと困難だけ

れども、将来のそうしたことを踏まえて地域住民 が合意をし、そうした方向でいくということも考 えられるわけですよね。

そうすると、一方で良好な住宅を都市計画法の 地区計画の中で位置づけて推進をすると。しかし、 既存住宅の中で一方でそういう問題が起きている わけだものですから、例えば可能な問題点を地域 から要望があれば洗い出していただいて、どうい う方法で現在のまちの景観等を維持していくのか ということも一つ研究課題としてあるのではない かなと。

一方ではよくなされる、一方では悪くなったと。 差し引きすると、まち全体としてはレベルが上が っていなかったという問題になろうかというふう に思うんです。

ですから、その辺は、一遍そうした今の建築基準法なり、法の規制の中ではそういう問題が起きても全然対処できませんよということだけではいかんのではないかと思うと、そうしたこともこれから検討の課題になるのかなというふうに思いますけど、その辺どうでしょうか。

○都市計画課長

基本的に今、その地区計画を定めるというのは、 新たに区画整理事業等を行って、また新たに民間 の開発の業者がやった地区においては非常にやり やすいというか、取り入れやすい制度なのかなと いうふうには思っております。

ただ、しかしながら、今、既存の町並みがあって、それを、そういったトラブルを防ぐだとか、 そういった方向で地区計画を定めるという、まだ 経験というか、知立市としての定めがないもので すから、そういった考え方においては今後研究する余地はあるのかなというふうには考えております。

○佐藤委員

ぜひ、そうしたことがこれから顕著になってくると思うんです。昭和の分譲などは、大変広い敷地がそれぞれあって、それなりの景観を保ってきました。しかし、子どもたちが出ていったりとか、いろんな状況の中でそれを売却されるという方も

ふえてきているんですよね。全面的じゃないにしても。

これから、高齢化率も非常に昭和地区は高いということも明らかになっています。これが加速するんじゃないかなというふうに思うんです。

そうした場合に、そうした住民の皆さんの御意 見もあるので、研究をしていただいて、具体的な そうした問題が起きているという声に、そうした 窓口もつくって、窓口はあると思うんですけれど も、一遍一緒に考えるということをやってほしい なというふうに思いますので、この点、部長はど うでしょうか。

○都市整備部長

冒頭、佐藤委員からもお話がありましたが、地区計画というのは一つのまちづくりの手法でございますので、現在私どもで取り組んでいるのは区画整理といった民間開発、こういったいわゆる開発に伴って新しいまちができていくときに将来のまちの住環境を担保するためにそういった制度を入れているわけですけど、現状として今立ち並んでいるところ、これの環境の保全という意味でもこれは有効な制度でございますので、これまではなかなか、この制度は個人の私権をかなり制限する内容ですので、一方の見方でいきますと土地のいわゆる財産に影響する問題でもございますので、そういった意味でなかなか御理解がいただけていないという部分もございます。

だけれども、現状として、知立団地、私も見ていますと、やはり細分化が進んでいる箇所がかなりございますので、地域の環境を自分たちで守っていくという皆さんの意識が高まれば、この制度を入れてそういった住環境を守っていくということは可能だと思っています。ですから、私どもとしてもそういった部分はPRをしていかなきゃいけないなというふうには認識しております。

また、以前は、いわゆる集落、郊外地で区画整理をやりましても、その中心となっている既存の 集落が従来のままだということで、地区計画が導入されたときに、これ、地区計画はいわゆる宅地の制限、用途とか敷地面積とか、それだけじゃな くて公共施設の配置というところも整備計画の中に折り込んで、長い時間をかけて、例えば建物が建てかわるときに交代してもらうとか、道路改修を、集落の中に道路拡幅計画を位置づけまして、そういったところを長い時間をかけて建てかえるときに交代してもらって、その都度そこの部分を整備していくというような、そういった長期的なまちづくりの誘導というところもできる制度でございまして、そういったところを、できた当時、八ツ田の集落の中でそういった話を私どもさせていただいて、ただ、やはりなかなか御理解がいただけなかったということで、計画は結局成り立っていないわけですけれども、そういうことも今後は取り組みが必要かなというふうに私も今感じておるところでございます。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第60号について、挙手により採決します。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第60号 知立 市地区計画の区域内における建築物の制限に関す る条例の一部を改正する条例の件は、原案のとお り可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号 平成23年度知立市一般会計補正予 算(第4号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

○杉原委員

それでは、平成23年度の知立市補正予算及び予 算説明書、49ページ、第8款土木費、4項都市計 画費、5目都市開発費、19節負担金補助及び交付金、土地開発事業連続立体交差事業負担金マイナス2,500万円の減額につきましては、先日、質疑の際、高橋議員も御質問されておられました。

この2,500万円の減額に関して、改めて確認をさせていただきたいんですが、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金として、国の負担金が50%から55%になったと。県と市の負担割合がそれに伴って減額されて、25%から22.5%になったと。こういった変更に伴ってこういう見解が出てきたということでよろしいわけですかね。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございまして、補助率の変 更によるものでございます。

○杉原委員

改めて、じゃ、そこで当局へお尋ねいたしますけれども、愛知県と名鉄に関しましては、工事締結がここ最近約630億円で締結をされました。

契約金額における名鉄の負担割合と負担額、あと、国の負担額、あと、県、市の負担額が今現状 どのぐらいになるかということを御披瀝いただき たいと思います。

○都市開発課長

全体事業費615億円でございまして、そのうち 鉄道側の負担が約95億円、残りが都市側の負担で ございまして、そのうちの国が260億円、県と市 は同額でございまして130億円ずつを負担すると いうことで、合計615億円となっております。こ れが現状でございます。

○杉原委員

そうなると、市の負担額が今2.5%一応下がる といった結果になっているんですけど、実際上、 下がっているんですかね。幾ら軽減になっている かということは、以前と比べてどうですかね。

○都市開発課長

実際、既にもう工事等始まっておりまして、施工した部分もございます。615億円のうち、鉄道側の負担分95億円を差し引きまして、なおかつ既に執行した額84億円を差し引きますと、残りが435億円となります。これが今後負担をしていく

額でございまして、これに対する市の負担が、今までは25%でしたが、今後この制度が継続するという仮定のもとで行いますと22.5%になると。そういったことで計算をいたしますと、約11億円が市の減額ということでございます。

○杉原委員

今明らかになりましたけど、2.5%減額になるだけで約11億円になったと。大変これに関しては、鉄道高架の負担割合に関してはこの制度ができたことによって有効にできたというように感じています。

市長、市長にちょっとお尋ねします。

知立市の鉄道高架の負担割合の軽減について、 議会の中で、あらゆるところへお願いに15回行か れたということをお示しされております。

その中で、知事のところへ何回行かれて、関係 部署、関係当局のほうへは何回足をみずから運ば れて、どのような話をされたか、具体的に御披瀝 をいただきたいと思います。

○林市長

15回行った内容はちょっと今手元になくて恐縮でありますが、知事、そして副知事、また関係部長等行かせていただきました。

事業費全体の削減、そして県・市負担割合の見 直しのお願い、また、事業の透明化のお願いなど などをお願いさせていただいたところでございま す。

○杉原委員

また市長にお尋ねいたしますが、この事業に関しては、県と名鉄が契約をされて今進行されているわけですけれども、ゆえに、私が思うには、碧海5市の県議団とも連絡調整をとっていかなければならないと感じます。

何回この碧海5市の県議団とはお会いになって、 具体的なお話はされたのかどうかということをお 聞かせください。

○林市長

この地域の方々の首長やら県議、また市議が集まられたときにお願いをさせていただいたということでございます。

これ、何回かというのはちょっと今記憶にない わけでありますけれども、いずれにしましてもこ の地域の皆様方が集まられたときにお願いをさせ ていただいたことはございます。

○杉原委員

私自身が9月議会以降に大村知事とは3回お会いしました。10月3日、11月20日、そして昨日12月12日においては知事公舎で大村知事と直接お会いをいたしまして、知立市の鉄道高架の負担割合の軽減について見解を伺いました。

その際、まず、林市長が鉄道高架の負担割合の 軽減で大村知事に直接何回お会いに来られました かと私自身お尋ねをしたところ、その件で来られ たことがあるかは記憶にないというお話をされま した。私自身、耳を疑いました。

また、碧海5市の県議団の方、私自身10月24日 にお会いして、鉄道高架の負担割合の軽減につい てお尋ねいたしました。

まず、碧海5市の自民党の4県議団は、鉄道高 架の負担割合の軽減の見解について、知立市は鈴 木政二参議院議員がいるにもかかわらず、市長、 県議が民主党であると。鉄道高架の負担軽減はと お茶を濁されました。

また、知立市選出であり市長同僚の民主党の県 議の見解は、鉄道高架の負担割合の軽減を問わず、 最近お話をしていないといったような状況もわか りました。要は、背中合わせだといったような状 況もわかりました。

よく市長は、あなたはタイミングをとって行く とか、お伺いするとか、汗をかくことはいとわな いと言われておられますけれども、市長の言われ る汗をかくことはいとわないということは何を示 唆しているということを言っておられるか、御披 瀝、見解をお聞きしたいと思います。

○林市長

汗をかくというのは、私なりにはいろいろなところで顔を出させていただいてお願いをさせていただく、そんなことかなというふうに思っております。

○杉原委員

あと、市長公約であるあなたのあのトップセールスでは、どういったことを意味されているのか、 改めてお聞かせください。

○林市長

私がみずからいろいろなところに顔を出させていただきお願いをさせていただく、そんなことがトップセールスじゃないかなというふうに思っております。

○杉原委員

今回でもわかったとおり、実際のところ、県知事のほうにもみずから連絡をとって行かれていないと。県議団のほうにも会われていないと。これがトップセールスと言えるでしょうかね。耳を疑います。

次に、当局へお尋ねいたします。

知立市の鉄道高架の負担軽減について、県の関係部局とどういったお話を今されておられるか、 具体的にお話をいただきたいと思います。

○都市開発課長

この負担割合見直しにつきましては、もともとは我々事務方のほうから愛知県の事務方に話を始めたのがきっかけでございまして、なかなか厳しい話でしたけれども、ようやく市長を初め県の上層部との話し合いになってきたというところでございます。

具体的な内容ですけれども、市の実情をお話しするとともに、全国的な例、大都市圏では2対1以上ということが非常に多いということ、また、知立市の駅の状態、知立市だけの駅ではない、広域的な利用者が結構いるということから、知立市だけの負担ではどうかということを訴えてきております。

以上でございます。

○杉原委員

実際の中は、訴えているだけで中身はまだないといったようなことですよね。

私自身、知事から直接お話を聞いているところ をちょっとここでお話しさせていただきます。

知立市の鉄道効果の負担割合の軽減については、 知事選挙の際に2対1の負担割合は難しいかもし れないということを選挙公約の中で言っておられましたけれども、これに基づいて、本線の中ではなかなか難しいが、三河線の工事をする際に何とか県で20億円を捻出し、知立市の負担軽減をしていきたいという意向を関係部局のほうにも指示を出されているそうです。

これに関しては、課長、御存じでしたか。

○都市開発課長

初めてお聞きをいたしました。

○杉原委員

大村知事は、私自身9月議会以降3回お会いしました。11月、12月の際、この20億円に関しては、昨日も再度確認をさせていただいたわけですけれども、やっていきたいという御意向は示されています。関係部局のほうには既にお話をしているといったことも示されました。これは確認しました、昨日。ぜひここの部分も踏まえてお話を、関係部局と知立市の当局のほうでやっていただきたいなと思います。

次に、県と名鉄の入札内容の公開、これは高橋 議員が議会の中で言っておられましたけど、進捗 状況に関してはどうなっているか、御披瀝くださ

○都市開発課長

透明性の確保、情報の開示につきましては、実際のところ進んでおりません。ただ、3月議会でも6月議会でもお出ししました協定書につきましては、少しですけれども進捗があったというところでございます。

その協定書の提示自体が全国的にも行われていない状況でございますので、それは一つ情報開示の進展かなというふうに考えております。

○杉原委員

この件に関しても、昨日、大村知事とお話を私 させていただきまた。大村知事の見解をここでち ょっとお話しさせてもらいます。

知立市も愛知県同様の鉄道高架の負担をしていると。だから、公開をされていないというのはやはりおかしいなと。知事は御存じなかったです、この件に関しては。だから、当局のほうへ一度私

のほうから、昨日の見解ですが、お話をしておき ますということもお話をいただきました。

関係部局のほうも、この件に関してこれからスタートです。ぜひ一度お話をしていただいて、知事自身も全然確認ができていなかったようですので、関係部局とまたお話をしたいけどどうしてできないのかを改めて詰めていただきたいなと思います。

林市長は、愛知県の財政が厳しいので、議会の中、知立市の鉄道高架の負担割合の軽減は遠慮されていて、いま一歩踏み込む努力をされていないということを感じるのは私だけでしょうかね。

大村知事は、このような私でも気さくに本音を語っていただいております。9月議会以降3回、10月、11月、12月、3回お会いして、このような形、気さくに私だけでもこんな話を今しているんですよね、市の大事なことを。

市長、知立市のためにいま一歩、林市長に努力をお願いしたいと思いますが、いかがですか。 〇林市長

ありたがいことで、本当に杉原委員には感謝を するところでございまして、私も一生懸命努力を させていただきますので、またぜひとも御指導、 御支援をお願いしたいと思います。よろしくお願 いいたします。

○杉原委員

ぜひ、市長におかれましてはトップセールスということを公約に掲げておられるわけですから、市長という立場で知立市民を守るという見地からも、この鉄道高架は知立市の一大事業ですから、みずから本気で動いていただきたいなと私は思います。

副市長にお尋ねをいたします。

鉄道高架は今後の知立市の命運をかけた大切な 事業であるということは、皆さん思っていると思 います。

市長とともにお互いにフォローしながら、少しでも早い時期にこの進捗を進めていただきたいと 思いますが、副市長の見解をまず求めたいと思います。

○清水副市長

先ほど来出ておりますけれども、知立市として 愛知県当局にお願いしているのは、事業の早期促 進といいますか、進捗を上げてほしいということ、 それから、負担割合の見直しの問題、それから、 情報開示の問題、こういったことを一貫してお願 いさせてきていただいているところでございます。

今もいろいろお話がございました。そういった ことでは、今のお話も非常に私たちにとってはい い方向に行くのかなという期待も少し抱かせてい ただいているところでございます。

そういった意味では、私どもといたしましても さらにそういった部分ではしっかりと訴えていき たいなと、このように考えておるところでござい ます。

杉原委員

最後に、これはお願いで終わらせていただきますが、今回、私自身も、この鉄道高架に関しては本当に知立市の命運をかけた事業だと感じております。

たまたま今回、社会資本整備総合交付金において、今、先ほど課長が言われたとおりに11億円ぐらいが軽減をされると。また、今の知事の中でも公約の中の一環として、本線はできないけど三河線に関して、20億円に関しては県のほうで負担をして知立市の負担軽減につなげていきたいという御意向も示されております。合わせて31億円です。ぜひこれを推進していただいて、知立市のなるべく負担軽減につなげていただきたいなと思っておりますので、お願いを申し上げまして、私自身この1点だけ質問で閉じさせていただきます。

以上です。 ○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

○佐藤委員

私も、今、杉原委員が言われた鉄道高架の負担 金というものについてお聞きをしたいと。

杉原委員のお話では、知事とか、公式な話では ないけれども、そうした話があったということを 私も今お聞きして、県のほうはそうした点で一歩 を踏み込む意欲があるのかなと、そんな感じを持ってお聞きをしました。

それで、今回は国の負担が10分の5から10分の5.5という形で、直接的に知立に入るわけじゃなくて、実施主体の県のほうに入っていくわけですよね、これは。

これはどんな形で、国の負担割合が変わったい きさつやそういうものはどういうことだったのか なと思うわけです。

これは、さっき言われたように、今後も継続すれば11億円、残事業が110億円くらいですので、 今後も継続すれば11億円の知立市の減になるとい うことでありますけれども、どんな経過の中で国 が負担の割合を上げてきたのかなということです けれども、その辺はいかがでしょうか。

○都市開発課長

今までの補助体系でありますけれども、事業ご とにばらばらで関係事務を行ってきたところでご ざいます。

そのばらばらの補助金体系を廃止しまして、一つの計画、パッケージをつくりまして、基幹事業ですとか関連事業、効果促進事業などを盛り込みまして、一体的にまちづくり、道路工事などを支援する体系に変えてきたというのが国の考え方だと思います。

○佐藤委員

そうすると、社会資本整備総合交付金はそれぞれいろんなところに今、交付金という形になっていろんな事業に充当されているわけですよね。

すべてが10分の5になったということではなく て、鉄道高架という今までの事業、このワンパッ ケージに対してのみそういう形でなったというこ とでしょうか。

○都市開発課長

連立事業だけではなくて、社会資本整備総合交付金自体が55%の国庫補助ということでございます。

○佐藤委員

そうすると、これは実施主体が愛知県だもんで、 国のほうは負担金という形ではなくて義務的なも ので補助金という形でやってきたものが今度交付金というふうになったわけですけれども、これがそうした体系に変えられたということは、鉄道高架ばかりじゃなくて、それぞれのワンパッケージに対して10分の5.5だよということはほかにも適用されるということですね。

これは、今後継続の見通しについては、今まで そうした形でやられてきた補助が、その前は、社 会資本整備だとかになる前はいろいろ名前がこの 間変遷しましたですよね。そのときも補助率は基 本的に10分の5だったと思うんですけれども、そ れが新たに10分の5.5になったもんで、それは今 後もこの体系が維持をされるという、単年度だけ ということはない、この間交付金にしてもそうい うものの名前が猫の目のように変わってきたんだ わね、正直な話が。だけれども、今回そうした補 助体系がとられるということで、これは長期的に 見て維持されるものなのか、また、国に対して維 持を、当然のことながら知立市としても市長を初 め求めていくべきではないかと。

継続されるということが、過去の例を見るとくるくる変わっているから、やっぱりそこは声を上げていくべきじゃないかなというふうに思いますけど、その点どうですか。

○まちづくり課長

社会資本整備総合交付金の関係でございますの で、私のほうから答えさせていただきます。

委員が指摘するとおり、社会資本整備総合交付金といいますのは、平成22年に国土交通省が所管します地方公共団体向けの補助金等を一つの交付金にまとめて、総合交付金ということで創設されたわけなんですけれども、この交付金の申請をするためには、地方公共団体が作成します社会資本総合整備計画に事業を記載してやっていくわけなんですけれども、今言われた55%というのは第1章、うちのほうの整備計画でいうと1章、2章、3章、うちのほうが管轄しておるのは都市計画費の中の一部だけなんですけれども、言われてみえるのは1章のほうで、こちらのほうのことを言ってみえると思います。

それで、その1章の中では、確かに今のところは20分の11、55%でありますけれども、ただ、先ほども言われていましたとおり、旧連立関公ですとか、旧地活金と言われておるやつ、そういった補助金も中に入っていまして、そういったものも引き続きそういった補助率を引きずっております。

ですので、今のところは、恐らくこの状態ではいくとは思うんですけれども、ただ国のほうの財政事情ですとか、その辺の関係がありますので、ずっといくかどうかというのは何とも言えないところで、今現在のところは55%というふうでなっております。

○佐藤委員

先ほど、この交付金はいろいろ名称も変わってきたわけですけれども、ワンパッケージで鉄道に対応だということで、さらにほかはどうかといったらこれも変わったよということですので、そうすると、土地区画整理事業に対する国のそうしたものも当然対象として変わったのかどうか、それはどうでしょうか。

○まちづくり課長

基本的には考え方は変わってはおりません。ただ、土地区画整理事業そのもの、今はうちのほうでついておりますのは駅周の関係だけでございます。

○佐藤委員

体系が、国の財政があってということで、これが不偏的に知立の事業が終わるまで継続されるか ということは不確定ということであります。

そこで、せっかく補助率を上げてくれたわけで、継続を求める声を市長を先頭にまず上げてもらうと。残事業が110億円の、11億円の負担軽減につながるという点では大変大きいなというふうに思いますので、この辺はどうでしょうか。

○林市長

補助率が変わるとかなり知立市にとって大きい話でありまして、これが継続していくようにいろいろな機会をとらえて言っていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

それで、今回、先ほど杉原委員の話では三河線20億円と。本体工事にはできないということで言われたわけですけれども、そうすると、三河線の、話を聞いていないからあれですけれども、三河線施工は平成31年以降ということですので、当面は愛知県の財政措置はないというふうに考えるのが本当だとしても、それをやるとしても、三河線の仮線が高架がされる。仮線のところからそういうふうにして架空の、今のところは公式な見解じゃないけれども、それまではいずれにしてもなかなか厳しい財政事情だということはそのとおりだというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○都市開発課長

まだ内容を把握しておりませんので何とも言えませんが、三河線についてということであればおっしゃるとおり、本線の高架が終わった平成30年度以降からのお話になるかと思います。

○佐藤委員

今、市長は大変ありがたい話だと。私もそういう方向で打開できるならばとてもいい話だなというふうに思いますけれども、しかし、それが今後、来年は24億円、その次は40億円という形で鉄道高架の総事業費の規模が大きくなり、知立市の単年度負担分、毎年10億円ですよね、これがしばらく、たとえ20億円来るまでの間にそういう期間が長いこと続くわけですので、それはそれとして大切にしながら、もっと前にこの2対1を本当にやってくれということを取り組んでいくことがとても私は大切じゃないかなというふうに思いますけど、その辺の認識はどうですか。

○都市開発課長

苦しい時間が長く続くかと思いますけれども、 何とか堪え忍んでいくしかないのかなというふう に考えております。

○佐藤委員

それで、私、2対1をぜひ実現してほしいというふうに思うんですけれども、しかし、今回、国の交付金が10分の5.5になったわけですので、愛知県はできることとしてはいろいろあるかもしれんけれども、少なくとも自分のところの軽減分を

知立市に回すくらいの話は緊急の課題としてすべ きじゃないかなというふうに思うんですよ。

愛知県も軽減され知立市も軽減され、よかった ねという話じゃなくて、私どもは知立市の事業主体である愛知県に対して軽減を求めているんですので、国のほうから軽減された分、知立市で今回は2,500万円ほど軽減になったわけですけれども、愛知県が軽減された分の財源ができたわけですので、その分は少なくとも知立市に回して、知立市の負担をとりあえず軽減してくださいと。2対1以前にも。将来というか、なった時点でこの2対1分に軽減した分を算入してもらえばいいわけですので、そうした取り組みもすべきじゃないかと。今の財政が厳しい状況の中ではね。どうでしょうか、これは。

○都市開発課長

なかなか難しい問題ですけれども、確かに愛知 県も軽減をされておりますので、そういったこと も一つの提案として投げかけていきたいと思いま す。

○佐藤委員

その点で財源をどうするかということがとても問題になっている。さっきの繰り返しで恐縮ですけれども、来年は24億円と、その次は40億円と、知立市負担は10億円と、確かにその多くを起債、基金で賄って、一般財源を充当しないとはいえども、これは、そうした形で市債残高に、公債費のほうに今跳ね返っていくわけですので、累積していくわけですので、そこはぜひ県の軽減分は少なくとも県の誠意を見せていただいて、知立市の軽減分に回せと。こういうことをやってほしいと。

その点、市長、先ほど杉原委員から市長の県への2対1への取り組み、県議団のことだとか、首長との交渉のことだとか、力が正面からぶつかっていないじゃないかということが言われましたけれども、こうした点で、私は、2対1を求めると同時に、2対1がすぐできないならば県軽減分を知立市に回せと。これぐらいのことはやってもらわないかんというふうに思うんですけど、それはどうですか。

○林市長

この1対1の見直しと、あわせて事業費の軽減。 これは知立市の財政負担を軽くするようにという ことで、これをあわせて今までもやっておりまし た。これからもやっていきたいなというふうに思 っております。

○佐藤委員

いやいや、これからもやりたいなということじゃなくて、国が補助率を変えて、知立市も負担軽減になったけれども、県も負担軽減になったわけで、その負担軽減になる分を知立市の道の中の一つとして知立市負担の軽減に回せと。これぐらいは言ってもらわないといかんわけですよ。すぐに2対1になればいいですけれども、平成30年以降、この20億円来る話もいいんだけど、じゃ、それまで負担がそのままでいいかというと決してそうじゃないということが前提ですので、その点は県の負担軽減分を知立市の負担軽減に回せと。こういう交渉をぜひやってほしいというふうに思います。そこは、ただ単純に一般論で頑張っていきますという話じゃなくて、その点をぜひ要求してもらいたいと。どうでしょうか。

○林市長

今まで15回と申し上げておるんですけれども、 自分なりに、私、何遍も申し上げますけれども、 非常にやりがいを自分自身は感じておるわけであ りまして、達成させなければいけないなというの が大きな私の思いでありまして、そのためにどん な手段、どんなことをやっていくかというのは、 やはり交渉事でありますから、言うのは簡単であ りますけれども、そのあたりを関係、担当部等、 いろいろ相談しながら進めていきたいと思ってお ります。

○佐藤委員

担当部局と相談はいいですけれども、県にもそうした意味での新たな財源ができたわけです。トータルすれば県財政も市長の言うように厳しいかどうかは知りませんけれども、本来県がいろんなことをやっても負担すべきところが軽減されたわけですので、その分は知立市に回してもらいたい

と。これは、ぜひ担当部長と相談してやりたいということですので、担当部長、その方向で取り組んでもらいたいというふうに思います。どうですか。

○都市整備部長

今、佐藤委員の提案につきましては、今回連立の交付金という中で交付率が上がったということでございますが、県のこの事業の全体のパッケージの中で組まれている内容でございますので、本当に今、御指摘のとおりの状態かどうか、一度県と確認をさせていただいた中で、県がそういったような形の中で交付率が上がったことによって県としての増加分があるということであれば、そういったことについても県にお話を一回していきたいなというふうに思います。

○佐藤委員

ぜひそんな形で、担当部局はその問題でスムーズな事業の推進ということも願っておるわけで、 そうした点では市長のしりもたたきながら知立市の負担軽減を図っていただきたいなというふうに 今思います。

それで、もう一つお聞きしたいんですけれども、 ここに上下水道移設負担金というのが480万円計 上されております。これは下水道の会計のほうに 歳入されているわけですけれども、これは駅周辺 の区画整理事業と。これはどんな中身で今回計上 されているのか。

○都市開発課長

我々下水道を移設する際には、下水道課のほうから設計書等の資料をいただいて予算計上をしておるわけですけれども、実を申しますと、その中で1路線、計上漏れがあったということでございまして、現場のほうが進んできたものですから、今回その現場を施工するために追加をさせていただいた内容でございます。

○佐藤委員

今、駅周辺の区画整理事業は宝町地区が中心に やられているかなというふうに思うんですよ。そ うすると、宝町のあの地域は既に公共下水が入っ ていて、そうした形で公共下水道の移設負担金を 出さないかんということでしたかね。どうですか。 ○都市開発課長

既に下水道が入っておりまして、移設、新設等 に関しましては、下水道課と都市開発課で覚え書 きを結んで費用負担を決めております。

今回の中身につきましても、宝町地区、宝町公 民館の付近での工事ということでございまして、 その工事に発生する金額を都市開発課のほうから 負担をする内容でございます。

○佐藤委員

それで、今、当初で計上漏れということがあったということですけれども、もともと今年度区画整理をここまでやろうという事業計画があるわけですので、その事業計画の中で漏れたということですよね。

事業が計画よりも進んだということはないと思 うので、そこだけ確認させてください。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございまして、当初から計画しておりました中で一部分が漏れていたというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、宝町地区については、今やっているところはほとんど公共下水が入っていると。一部だけではなくて全面的に、今区画整理を進めているところは全面的に入っている地域だと、こういう認識でよろしいですか。

○都市開発課長

駅北部分については配置されていると思いますけれども、堀切地区、テニスコートのあたりにつきましては、近々は配置されるようですけれども、まだ現在はできておりません。

○佐藤委員

それで、もう一つ、上のほうの駒場牛田線ということで、旧まちづくり事業交付金という事業だということを聞いていますけれども、9月議会でも聞きましたけれども、新たに1,645万円が計上されていますけど、この部分については9月時点で施工されているところがほぼ完成する方向ですよね、年度内ですけど。これはどの部分について

充当する予算ですか。

○都市計画課長

平成23年度、既に工事の発注をしているところでございまして、今回、この1,645万円を計上させていただいたのは、発注した本工事の追加的な要素のものと、それに伴う附帯的な工事でございまして、これが生じたことによって補正をさせていただいたものでございます。

○中島委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0 時57分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

先ほど、本工事の追加、それから附帯的なものということで、当初の中で本来やるべきものが、 工事の手法なのか何なのかわからんけれども、そういうものが必要になったと。こういうことでこれが補正されているということですかね。

○都市計画課長

そういったことなんですが、主な変更の内容ということをちょっと説明させていただきますと、その1という形で本体工事を出させていただきました。それが平成23年8月17日に契約をさせていただきまして、契約として8,820万円を出しました。契約をいたしまして、その後に、その2ということで豊田市のほうから負担金をいただくもの、これが当初の予算として4,000万円の計上をしておったところでございます。

附帯工事もあるんですが、その中では、これは 追加的な附帯工事ですが、道路を設置して、ある ところは田んぼの高低差が非常に発生して、それ の乗り入れ先をちょっと変えさせていただきまし た。それが1点。

もう一つは、駒牛線を施工している段階で、酒屋の池側のほうなんですが、そこの部分で宅地と 道路の高さが、宅地のほうがちょっと高くなりま して、その部分の擁壁の工事をさせていただく部 分、そしてまた、池付近の住宅の方で排水がちょっと悪くなったということで、それの対応をさせていただきます。

もう一点、標識の設置でございますが、これは 駒場のほうから向かっていただきまして、その現場とはちょっと距離が離れたところでございますが、駒牛線のほうに誘導するために大型の誘導看板を設置させていただくというところがございます。それが附帯的な要素の部分でございます。

道路新設工事の本体の整備の部分で追加的な変更の中身としては、防護さくだとか、植栽、街路灯等、精査した部分ではこの辺が変更の要因となって、合わせて1,645万円の追加の補正をさせていただいたという形でございます。

○佐藤委員

それで、こうした形でこれらの工事がやられるということになると、これは供用開始は来年度でしたかね。その辺教えていただきたいのと、懸案になっている政屋酒店のところの交差点と、それから通学路ということがありまして、その辺で安城署ですか、県警ですか、そういう形で信号設置を要望しておるということですけど、供用開始にあわせて信号設置ができれば一番いいわけですけど、その辺の見通しはどうなっているか、その辺だけお知らせください。

○都市計画課長

まず、供用日でございますが、平成24年の4月を目標に今やっているところでございます。

そして、まず、交差点の通学路になっている部分の要望している信号機なんですが、これはほぼ条件が整いまして、県警のほうの本部の方、そしてまた安城警察、そして信号機のメーカー、請負者、これが11月の時点で立ち会いを担当者としておりますので、これはほとんど間違いなく供用開始までに信号機のほうはできるというふうに確信をしております。

○佐藤委員

そんな形で、地元でも懸案になっていたのは信 号設置が可能かどうかという点がありましたけれ ども、今の答弁でほぼ確実に供用開始にある程度 つくんじゃないかということがわかりました。

それで、もう一つ教えてほしいんですけれども、 次のページ、住宅資金貸付費ということで、その 中で登記委託料が補正増額と。住宅資金を貸し付 けるということで、かつて貸し付けたものが元利 償還されているわけですけど、それが元利償還が 終わったということで借りている方のほうに権利 をつけかえるというような、抵当に入っているか どうかその辺わかりませんけど、そんなことで登 記委託料が要るのかどうか。

ただ、貸し付けだけを持っていれば、貸し付け するだけの事業なので、登記委託料というのは何 に使われるのかなという素朴な疑問ですけれども、 これはどういうことでしょうか。

○建築課長

今御質問いただきました登記委託料ということで2万2,000円、お金が上がっております。これは、住宅新築資金の貸し付け、それから宅地のほうの貸し付けの関係がありますが、それが完売というんですか、繰り上げで返済されましたので、その方の分について予想外に早かったということがありまして不足分が生じました。したがいまして、登記のほうが抵当権が打ってありますので、その抵当権を、繰上完済にあわせまして抵当権解除するということの費用であります。その分がないと、せっかく早く返していただいても抵当権のほうは解除できないということでありますので、金額はわずかではありますが、今回上げさせていただきました。

○佐藤委員

そうすると、新築住宅への貸し付けということ でありますけれども、これは、今現在新築貸し付 けですので住宅費のほうにお金が入ってくるわけ ですけれども、これは何件くらい今現在やられて いるのかなと。何件くらいで、残高がどれくらい で、返済は順調にやられているのか、その辺だけ お知らせください。

○建築課長

当初から言いますと、当初は貸付件数が79件ご ざいました。貸付金が4億2,160万円ということ で最初のスタートをしております。これ、昭和59年から昭和62年というぐらいからスタートしております。したがって、今現在は償還が進みまして、ほぼ終わってきたというところであります。

現在残っている方は、住宅新築資金のほうが残り6名、それから、宅地のほうも6名ということになっております。

○佐藤委員

そうすると、貸し付けたものが元利償還がされてほぼ順調にきていると、こういうことでよろしいですか。あと、残りが両方合わせて12件ということですけれども。

○建築課長

新築と宅地ということでダブっている方もみえますが、若干資金繰りの悪い方もいることはありますので、そういう人たちの返済計画が、これからその人たちにも返していただくということは残っております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。 次に、討論に入ります。

反対討論を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終了します。 議案第62号について、挙手により採決します。 議案第62号は、原案のとおり可決することに賛 成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

ありがとうございます。挙手全員です。したがって、議案第62号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号 平成23年度知立市公共下水道事業 特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。 直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

一つだけ教えてください。

97ページ、受益者負担金というところで、公共下水道受益者負担金ということで943万4,000円が補正増額をされております。これについては、1平方メートル350円ですか、これは、下水道の供用開始がされて、接続がされていく中で市民の方に納めてもらうものだというふうに思いますけれども、これは当初の予算の中で補足できなかったのかなと。どういう形で今回これが補正増額されているのか、その辺だけ教えてください。

○下水道課長

今回の受益者負担金で943万4,000円を増額させていただいております。この件につきましては、昨年度この受益者負担金の予算をつくるときに、昨年度の平成22年度の予算で、また、一昨年度の実績を考慮して平成22年度の予算をつくったわけなんですけど、その平成22年度の予算のときには当初の予定した予算を収納できず、今回、平成23年度予算を編成させていただくときに一昨年の実績を考慮して修正をして平成23年度予算を作成したわけなんですけど、その収納率が当初見込んだ中身、その見込んだ中身というのは昨年度の収納率を加味してやったわけなんですけど、この収納率を加味してやったわけなんですけど、この収納率を出味してやったわけなんですけど、この収納率を出ていただいたというものでございます。

○佐藤委員

そうすると、当初予算で、平成22年当初は 4,100万円ぐらいだったと。ところが、実際には この4,100万円の受益者負担金の収納がなくて、 2,500万円前後が実績だったと。それに合わせて 今回やったけれども、実はそれ以上のものが発生 したと。そういうことだと思うんですけれども、 そこの確認と、もう一つは、なぜ昨年はそういう 形で低調だったものが、今回接続がこのような形 でふえたのか。供用開始の面積がふえていく中で ふえてきたんだろうというふうに思いますけれど も、その点どうでしょうか。

○下水道課長

委員最初に言われました昨年度も同じ面積じや

ございませんので、金額的には若干違っております。昨年度予算をつくったときには、一昨年の実績という中身をとらえて平成22年度の予算をつくったわけなんですけど、平成22年度の予算をつくるときには、平成22年度の供用開始予定をおよそ20~クタールぐらいで見込んでいて、それで平成21年のときには供用開始の面積が4か5~クタールぐらいだったと思います。

その面積の違いによりまして、要するに、収納 見込みを以前は85%ぐらいで見ていたものが、平 成22年度、面積がふえたことで85%で見ていた中 身がそれだけの収納ができなかったということで、 去年は減額補正をさせていただいたんです。

だから、去年の中身を見て、そんなことではいけないということで、去年の実績では低目のセットになっていますけど、それを採用したところ、予想以上に多い収納があったという中で今回それに見合った変更をさせていただいておるということでございます。

○佐藤委員

それで、今年度、供用開始面積は何ぼで、トータルとして順調に供用開始された地域の中で接続されていけばいいわけですけど、接続の割合はどんなふうになっているものか、その辺はどうですか。すべてが接続されているのか。

○下水道課長

接続の割合なんですけど、年度当初に供用開始をさせていただきますと、その前からPRはさせていただいた中で年度当初で切りかえていただくという方も中にはみえますけど、供用開始を受けた中で自分のところの計画に合わせて皆さん接続をされていくという状況で、供用開始をされなければ、基本的には接続は可能じゃございませんので、それからだんだん接続する方がふえてこられるということで、今現在平成22年度末で供用開始したところがどれだけの方が接続したかという数字は、私、現在とらまえてございませんけど、だんだんやっぱり年というか、月日を追うごとにはふえてはくるんですが、ただ、ふえてこられる方は既に1年前、2年前も供用開始したところにつ

いても接続希望によって接続されているものです から、全体、去年の部分がどれだけどうのこうの という数字自体、今手元になくて申し上げられま せんけど、今まで供用開始したところを数年たっ てから接続するという方もみえますので、実際、 昨年の末現在で供用開始したところについてどれ だけの接続があったかということは今申し上げら れなくて、申しわけございません。

○佐藤委員

供用開始されて、その区域に住む方が接続をされるということは基本的なことだと思うんですけれども、それでもなかなか接続がかなわないという方もおろうかというふうに思うんです。

そうしたときの対策といいますか、例えば1平 方メートルで350円ということでありますけれど も、そうしたことも負担になってという方も中に はおられるかもしれないですけれども、そんな方 に対する対策は何が減免制度やその他があって、 そういう方たちにも推進していこうということに なっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

受益者負担金を払っていただく方が接続することで減免等、緩和措置が受けれるかどうかという中身については、受益者負担金と接続するという中身は今同じ考え方の中で対応してございませんので、接続される方が費用面で負担が苦しいという中身においては、融資制度、融資のあっせんで私どもが利息分を補給させていただくという中身のことを市中銀行等にあっせんさせていただくという中身で今対応させていただいておるということでございます。

○佐藤委員

○下水道課長

そうすると、市中銀行にあっせんをし、その利 子について補てんしてあげているという話ですか ね、今は。そうした実績はどれくらいあるのです か。

○下水道課長

私が記憶している中身では、今年度、たしか昨 年度もなかったと。昨年度は1件あったかという ところだったと思います。申しわけございません。

○佐藤委員

それで、基本的には1平方メートル350円のものだとか、それからつないでもらって使用料が回転していくという経営を支えているわけですので、接続してもらうということが、いろいろあるけど大前提じゃないかなというふうに思うんです。

それで、机の上の議論ではいけませんけれども、 それぞれ接続をされていない方たちがなぜ接続を されていないかということを把握した上で、この 融資制度だけでも、それでも融資してもらっても 大変だという方もおられるわけで、そうしてみる と新たな方策やそういうことも考えることが必要 ではないかなと。それがどういうものかというこ とはともかくとして、そんなことも検討する余地 があるのではないかなと思いますけど、その点だ け教えてください。

○下水道課長

その接続をするためにどういう対応を私どもが しているのかとか、今後の考え方はという中身の 御質問かと思います。

これまで接続を促す中身については、供用開始をするときの広報、ホームページ等の御案内でそういった制度だとか、例えばくみ取りについては3年以内に接続をしていただくことが義務化されておりますというような中身についてお話をさせていただいてはおるんですが、その後については、今の現状では皆さん方からせっかく公共下水が引かれたのに接続していなければ何の意味もないとかという中身も聞かせていただくところがあります

そんな中で、私どもがどういった対応をしていくことがいい方法かという部分については、近隣市の状況も踏まえた中でこういった対応をしていくほうがいいのではないかとかという部分を下水道担当者会議等で聞かせていただいて、知立市にできることを進めていかなきゃいけないなというふうに感じているところなんですけど、実際やらせていただいておる中身については広報等のPRにとどまっている。

特定の方からの相談があるときにはそういった

いろんな相談に乗らせていただいておるというの が現状で、積極的な対応がまだできていないのか なというふうには感じております。

以上でございます。

○佐藤委員

先ほどどのくらいの割合でということを言いましたけれども、そうした方が大変だということで、なかなか接続がならないということになれば使用料も入ってこないということで、使用料が入ってくる、もちろんどのくらい入ってくるかということを前提にして会計が組み立てられておるんだろうというふうには思いますけれども、そこが入ってくるということが一番の基本で、そのための支援を何らかしていくと。使用料の中で何らかの支援を回収できていくという関係ですので、やっぱりそれは一つの方針を持って、対策を持って当たるべきだろうと、こんなふうに思いますけど、もう一度そこだけ。

○下水道課長

委員仰せのとおり、今後普及率が上がっていく に従って、当然その維持管理的な中身、これまで 借金してきた中身だとかそういった部分も含めて、 使用料に頼る部分が大きなウエートを占めていく ということでございますので、委員の仰せのよう に接続を仕向けるような何らかの対応を積極的に 考えていかなきゃいけないというふうに感じてお ります。

以上でございます。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第64号について、挙手により採決します。 議案第64号は、原案のとおり可決することに賛 成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第64号 平成 23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)の件は、原案のとおり可決すべきもの と決しました。

議案第68号 平成23年度知立市水道事業会計補 正予算(第1号)の件を議題にします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第68号について、挙手により採決します。 議案第68号は、原案のとおり可決することに賛 成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 平成 23年度知立市水道事業会計補正予算 (第1号) の 件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時26分

○中島委員長

では、休憩前に引き続き会議を開きます。 陳情第41号 住民の安心・安全を支える行政サ ービスの充実を求める陳情書の件を議題とします。 御意見がありましたら御発言願います。

○杉原委員

それでは、陳情第41号 住民の安心・安全を支 える行政サービスの充実を求める陳情について、 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

地方分権改革推進委員会において、国から地方

へという地方分権改革に関し議論がされていることは理解するものであります。しかし、来年の通常国会に国の出先機関の原則廃止する法案が提出されることについては慎重な考え方が必要であると考えております。

今回の東日本震災の復旧復興に当たり、すべて の地方出先機関が本省と一体となって役割を十二 分に発揮されていたことは理解ができます。

この地域においても例外ではなく、東海地震、 東南海地震、南海地震の発生が確実視されている ことからも、災害時に迅速、適切な対応がとれる 体制を拡充すべき出先機関が必要であることは間 違いないと私も感じます。

しかし、今回の陳情項目の2、3について、一 部賛同できるものではありませんので、ちょっと お話をさせていただきます。

陳情項目の2、3行ある中の1行目の最後のほう、削減廃止を前提とする見直しは白紙に戻し、この白紙に戻しのくだりは、やはり見直しについてはというぐらいのくだりにしていただければという感じも思っております。

それと、陳情項目3の3行ある中の2行目の終わりから、地方整備局事務所、出張所を存続させること。これは前回もありましたけど、これに関しては存続について慎重に審議をするという形のくだりにすればという形の部分の中で、一概に削減、存続の廃止の議論ではなく、地方でできることは地方でという点で、無駄なものは削減、必要なものは存続するという視点を十分に調査し議論することは今後も必要であると考えます。

このような観点から、今回の陳情に関しまして は不採択でお願いをしたいと思っております。 以上です。

○中島委員長

ほかに。

○水野委員

陳情第41号においては、反対の立場で討論に参 加させていただきます。

先ほど杉原委員から話があったように、私のほ うも2、3につきましてはいささか賛同できない ということがあります。

先ほども話があったように、国、県、市のサービスにおいていろいろな角度から見直しをすることは当たり前でありまして、陳情者の白紙に戻し、全く現状のままでいいという考えには到底賛同できません。

やはりこれは、知立市の場合は市民においてよりよいものにしていっていただきたい。これについてはやはりいろいろの角度から、先ほど申したとおり、見直しを図るということは、その上の現状維持ということであれば結構ですが、最初から現状維持ありきでは私は賛同できないということで、以上のことからこの陳情に対しては反対、不採択ということでお願いしたいと思います。

○中島委員長

ほかに御意見。

○佐藤委員

私は、この陳情については賛成の立場です。

それで、地方の政治もそうですけれども、無駄だとか、効率化とか、いろいろ言われているんですけれども、例えば、一番いいのは直接的に国がすべてを、国道も県道も生活道路も全部やれば、一番これがある意味で効率的とも言えるんですよね。しかし、そこにはそれぞれの仕事の役割分担がありまして、国が担うべきところ、地方が、県が担うべきところ、市町村が担うところ、そういう役割分担があると。

その中で、一体的に運営しようと思えば、それぞれのところで効率的に調整をして、効率的に運営していくということがとても大切なことじゃないかなというふうに思うんです。

そんなことを踏まえて、ここにもありますように、災害やそういうところになったときに一元対応だけでは、そこがやられればすべてぱーということではだめなので、やはり二重三重の国民へのサービスを担保できる体制をとっておくことがとても大切ではないかというふうに思うんです。

それから、今、この陳情項目の2番、3番、白 紙に戻しというところにそれぞれ触れられました けれども、その後段を読んでもらえば、国と地方 が協力して住民の安心、安全を確保する観点から 国と地方の責任と役割を再検討すると。

文面上は現状維持のままのように見えますけれども、後の文面を読んでもらえば、現状のままではなくてより国民へのサービス提供のためにどうしていくのかと。その役割をより明確にし、効率化を図りやっていくということの観点で2項目めがやられているわけです。

それから、3番目についても、地方整備局事務 所、出張所を存続させることということについて は、やはりそれぞれ、じゃ、これをなくしたらど んな弊害があるのかということです。

この前の大震災でも、また和歌山県の震災でも、この地方整備局が果たした役割を見るならば、単純にそこが存続させるから、存続をこの陳情は求めているからだめなんだということじゃなくて、やはりそこのところの役割検証なりがこの間の中でなされてきたところでありますので、やはりこの点は御理解をしていただくことがとても大切ではないかなというふうに思うんです。

それで、それらの点で反対の中身があったとしても、私はこれをぜひ採択していただいて、そして意見書の中でそれぞれの皆さんの御意見を反映させるという形をとればいいわけです。

これを知立市議会が採択をするということがまず大切で、その意見書の中で皆さんの御意見を反映させていくという中身でもって、市議会としては、陳情者の願意に沿う形で住民の安心・安全を支える行政サービスを、市民に一番身近な議員として、議会としてその役割発揮をすべきだなというふうに私は思いますので、ぜひ採択でお願いしたいなと思います。

以上です。

○中島委員長

ほかに。

○明石委員

陳情第41号に対しまして意見を述べさせていた だきます。

我が公明党は、日本の新しい国の形として地域 主権改革の推進を重点政策の一つに掲げ、2009年 の衆議院選挙マニフェストで、国と地方の協議の 場設置や地方への権限委譲など、自立した地方政 府を確立し、住民本位の地方分権、地域主権改革 を訴えてまいりました。

また、二重行政の解消のため、地域主権型道州 制を提案し、地方にとって必要な事業は地方で決 めるべきで、地方行政が主体的に政策を実行でき ることを目指しています。

まずは、二重行政との批判がある国の出先機関 について、地方との役割分担を明確にし、廃止、 縮小を進めること、地方への財源を移すとしてい ます。

以上が我が公明党の基本的な考え方であり、本 陳情趣旨には相反する部分があります。よって、 反対、不採択でお願いします。

○久田委員

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。 この陳情の中にもありますように、出先機関の 廃止を初めとして、地域主権改革や独立行政法人 の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役 割をあいまいにするものであるというふうに考え ます。

東日本の大震災でもわかるように、復興対策を 強力に推進していく上でも否定的な影響をもたら すというふうに私は考えます。

知立市においては、国土交通省の出先機関は国 民生活、産業の発展や便利な生活の基盤をなし、 安心、安全な生活の基盤をなす国責を担って精励 しており、地域にとってこれらの機関の存続は不 可欠だというふうに私は陳情者と同感のところが あります。

そういう意味から、私はこの陳情に賛成でお願 いしたいと思います。

以上です。

○中島委員長

御意見はもういいですか。

それでは、これより採決します。

陳情第41号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

○中島委員長

挙手少数です。

次に、陳情第41号について、不採択とすること に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、陳情第41号 住民 の安心・安全を支える行政サービスの充実を求め る陳情書の件は不採択とすべきものと決定いたし ました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は すべて終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につき ましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

そのようにさせていただきます。 以上で建設水道委員会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

午後1時37分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証す るためにここに署名する。

平成 年 月 日 知立市議会建設水道委員会 委員長